

PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 徳島

薬王寺の桜
(徳島県美波町)



今号の
主要項目

- 令和2年度 地方公務員共済組合の長期給付事業の概況
- 令和3年度 第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況
- 令和4年度における地方公務員共済組合の事業運営について
- 令和4年度の年金額改定について～年金額は昨年度から0.4%の引き下げです～

CONTENTS

主要項目 1	令和2年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況 [総務部企画課]	P.03
主要項目 2	令和3年度 第3四半期積立金の管理及び 運用実績の状況 [資金運用部運用第一課]	P.08
主要項目 3	令和4年度における地方公務員共済組合の 事業運営について [総務省自治行政局公務員部福利課]	P.17
主要項目 4	令和4年度の年金額改定について ～年金額は昨年度から0.4%の引き下げです～ [厚生労働省年金局年金課]	P.24
年金制度等の日誌	年金制度等に関連した法律等の改正状況 会議開催予定	P.28
人事異動		P.29
■ 宿泊施設の紹介 ホテル千秋閣	[徳島県市町村職員共済組合]	P.30
■ PALひろば“共済”南北 183 徳島おススメ観光スポット	[徳島県市町村職員共済組合]	P.31

令和2年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

[総務部企画課]

1 組合員数等

令和2年度末の組合員の総数は3,001,137人で(<表1-1>参照)、前年度に比べて155,291人増加(対前年度比5.2%増)しました。
また、標準報酬の月額総額は1兆2,134億円で、前年度に比べて252億円増加(同2.1%増)し、標準期末手当等の総額は4兆7,266億円で、前年度に比べて598億円増加(同1.3%増)しました。
なお、組合員種類別の組合員数及び構成割合は<表1-2>に示すとおりです。

<表1-1> 組合別・男女別組合員数、標準報酬の月額の総額、標準期末手当等の総額(長期適用)

(単位:人、千円)

区 分	組 合 員 数					標準報酬の月額 の総額	標準期末手当等 の総額
	男	女	計	令和元年度末計	対前年度増減		
地方職員	196,956	128,263	325,219	315,858	9,361	134,571,374	509,820,411
(団体共済部)	7,079	6,553	13,632	13,466	166	5,427,874	20,122,992
公立学校	495,840	562,204	1,058,044	950,153	107,891	426,995,284	1,728,570,102
警 察	254,760	43,072	297,832	297,708	124	136,806,618	491,189,368
東京都	75,330	50,557	125,887	124,724	1,163	55,320,688	214,813,769
市町村連合会	719,298	474,857	1,194,155	1,170,236	23,919	459,720,008	1,782,163,487
合 計	1,742,184	1,258,953	3,001,137	2,845,846	155,291	1,213,413,972	4,726,557,137

(注1:団体共済部は、地方職員の内数です。(以下、本稿において同じ。))

(注2:端数処理の関係で、内訳の計と合計値が一致しないところがあります。(以下、本稿において同じ。))

<表1-2> 組合員種類別の組合員数及び構成割合

(単位:人、%)

区 分	男	女	計	構成割合
一般組合員	1,355,431	1,220,350	2,574,781	85.8
地方公共団体の長である組合員	1,747	36	1,783	0.1
特定消防組合員	148,484	4,938	153,422	5.1
長期組合員	7,166	6,558	13,724	0.5
船員一般組合員	1,892	25	1,917	0.1
継続長期組合員	1,097	72	1,169	0.0
特定警察組合員	227,367	26,974	254,341	8.5
合 計	1,743,184	1,258,953	3,001,137	100.0

2 長期給付に係る経理等の収支状況

令和2年度末の各組合の厚生年金保険経理並びに連合会の厚生年金保険調整経理、厚生年金拠出金経理及び基礎年金拠出金経理を合わせた収支状況は、<表2-1>に示すとおり、収入総額8兆8,572億円、支出総額8兆3,405億円で、その収支差は5,166億円となります。

この結果、厚生年金保険給付に充てるべき積立金は19兆6,315億円となりました。

また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-2>に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は3兆7,453億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-1> 厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分		令和2年度決算
収 入	負担金	2,822,290,316
	組合員保険料	1,727,484,580
	厚生年金交付金	3,243,659,139
	基礎年金交付金	67,120,278
	財政調整拠入金受入金	53,113,186
	利息及び配当金	3,299,276
	信託の運用益	938,254,406
	その他	1,941,881
	合 計	8,857,163,062
支 出	年金給付額	3,745,328,894
	厚生年金拠出金	3,069,385,327
	基礎年金拠出金	1,508,530,153
	財政調整拠出金	-
	信託の運用損	9,525,664
	その他	7,635,893
	合 計	8,340,405,931
収 支 差		516,757,130
積 立 金	組合勘定	8,881,500,743
	連合会勘定	10,750,028,129
	合 計	19,631,528,872

(注1:「厚生年金拠出金(負担金)」・「厚生年金交付金(支払金)」・「基礎年金拠出金(負担金)」・「基礎年金交付金(支払金)」については、地方公務員共済組合全体では二重計上となるため、調整の上、集計しています。(表2-2)において同じ。))

(注2:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」を含みません。(表2-2)において同じ。)なお、それぞれの額は、「組合払込金」が124億円、「連合会払込金」が124億円となっています。)

<表2-2> 組合別厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	886,412,389	923,091,950	▲ 36,679,560	173,643,345
(団体共済部)	35,789,499	34,278,606	1,510,893	82,997,594
公立学校	2,901,686,528	2,885,484,149	16,202,379	2,109,305,279
警 察	858,443,702	795,238,937	63,204,765	1,374,836,752
東京都	381,779,608	395,706,224	▲ 13,926,615	215,429,089
市町村連合会	3,175,670,135	3,182,062,853	▲ 6,392,718	5,008,286,278
地共済連合会	653,170,700	158,821,818	494,348,881	10,750,028,129
合 計	8,857,163,062	8,340,405,931	516,757,130	19,631,528,872

令和2年度末の各組合の退職等年金経理並びに連合会の退職等年金給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-3>に示すとおり、収入総額2,894億円、支出総額45億円で、その収支差は2,849億円となります。この結果、退職等年金給付に充てるべき積立金は1兆5,281億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-4>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は16億3,060万円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-3> 退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和2年度決算
収 入	負担金
	掛 金
	財政調整拠出金受入金
	利息及び配当金
	信託の運用益
	その他
	合 計
支 出	年金給付額
	財政調整拠出金
	信託の運用損
	その他
	合 計
収 支 差	
積立金	組合勘定
	連合会勘定
	合 計

(注:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」を含みません。(<表2-4>において同じ。)なお、それぞれの額は、「組合払込金」が142億円、「連合会払込金」が142億円となっています。)

<表2-4> 組合別退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	31,917,247	489,391	31,427,856	162,721,165
(団体共済部)	1,292,023	19,207	1,272,816	6,238,716
公立学校	101,345,875	1,139,693	100,206,182	495,534,296
警 察	32,783,725	437,590	32,346,135	166,791,946
東京都	13,112,114	242,660	12,869,454	66,431,884
市町村連合会	109,897,707	1,714,851	108,182,856	560,870,946
地共済連合会	376,280	493,962	▲ 117,682	75,728,568
合 計	289,432,948	4,518,147	284,914,800	1,528,078,805

令和2年度末の各組合の経過的長期経理及び連合会の経過的長期給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-5>に示すとおり、収入総額1兆952億円、支出総額5,541億円で、その収支差は5,410億円となります。この結果、経過的長期給付に充てるべき積立金は19兆5,499億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-6>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は5,469億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-5> 経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和2年度決算
収 入	負担金
	基礎年金交付金(連合会交付金)
	利息及び配当金
	信託の運用益
	その他
	合 計
支 出	年金給付額
	信託の運用損
	その他
	合 計
収 支 差	
積立金	組合勘定
	連合会勘定
	合 計

<表2-6> 組合別経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	6,390,950	61,489,679	▲ 55,098,729	86,704,375
(団体共済部)	3,608,349	2,123,655	1,484,694	85,428,698
公立学校	113,655,642	199,085,246	▲ 85,429,604	1,866,779,759
警 察	60,869,821	48,999,872	11,869,949	1,219,200,185
東京都	13,275,098	27,137,613	▲ 13,862,515	178,447,961
市町村連合会	279,245,158	214,226,479	65,018,679	4,940,642,898
地共済連合会	621,736,820	3,194,302	618,542,518	11,258,168,676
合 計	1,095,173,489	554,133,191	541,040,298	19,549,943,854

<表2-7> 年金給付支給状況(全体)

(単位:件、千円)

区 分	支給件数 (令和2年度決算)	支給額 (令和2年度決算)
厚生年金保険給付	5,689,769	983,623,289
老齢厚生年金	5,240,004	915,537,738
65歳以上	3,754,687	697,574,284
65歳未満	1,484,753	217,901,818
繰上げ支給	564	61,636
障害厚生年金	46,784	8,997,811
障害手当金	12	24,805
遺族厚生年金	402,960	59,054,589
脱退一時金	9	8,346
退職等年金給付	620,921	1,630,600
退職年金	607,377	381,327
終 身	338,370	169,990
有期(240月)	157,741	82,752
有期(120月)	111,266	128,585
有期退職年金一時金	9,568	678,934
整理退職一時金	61	9,801
遺族に対する一時金	3,385	492,938
公務障害年金	46	10,886
公務遺族年金	484	56,714
退職共済年金	13,671,309	2,301,631,566
既裁定	8,566,333	2,125,354,193
65歳以上	8,312,078	2,069,584,626
65歳未満	33,689	6,724,537
繰上げ支給	220,566	49,045,030
職 域	5,104,261	176,203,082
65歳以上	3,638,301	128,328,161
65歳未満	1,465,396	47,863,781
繰上げ支給	564	11,140
追加費用	715	74,291
65歳以上	706	72,609
65歳未満	9	1,682
繰上げ支給	-	-
退職年金	563,997	202,346,818
減額退職年金	59,105	14,137,758
通算退職年金	24,623	2,599,722
退職一時金	2	8
脱退一時金	1	346
返還一時金	-	-
障害共済年金	158,659	25,454,438
既裁定	135,059	24,706,844
公務等	4,044	1,497,909
公務外	131,015	23,208,935
職 域	23,600	747,594
公務等	236	60,641
公務外	23,364	686,952
追加費用	-	-
障害年金	17,553	5,169,588
公務上	874	402,301
公務外	16,679	4,767,287
障害一時金	6	13,863
遺族共済年金	4,107,768	711,833,902
既裁定	2,656,797	574,786,502
公務等	10,496	1,876,812
公務外	2,646,301	572,909,691
職 域	919,348	17,947,661
公務等	201	7,762
公務外	919,147	17,939,898
追加費用	531,623	119,099,739
遺族年金	216,820	45,324,258
公務上	6,698	1,614,175
公務外	210,122	43,710,083
通算遺族年金	3,122	139,466
特例死亡一時金	-	-
死亡一時金	-	-
短期在留脱退一時金	-	-
合 計	25,133,655	4,293,905,622

3 受給権者数及び年金額

令和2年度末の受給権者（在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。）は、総数4,469,745人（対前年度比6.4%増）でした。これを共済組合別に見ると、地方職員486,792人（同4.8%増）、公立学校1,526,945人（同7.0%増）、警察361,449人（同5.3%増）、東京都219,354人（同5.3%増）、市町村連合会1,875,205人（同6.6%増）で、年金種別別受給権者数、構成割合は＜表3-1＞のとおりです。

＜表3-1＞ 組合別年金種別別受給権者数

（単位：人、％）

区 分	地方職員 (団体共済部)		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成 割合
厚生年金保険給付	99,383	6,225	347,262	92,640	47,832	449,759	1,036,876	23.2
老齢厚生年金	87,921	5,622	322,717	84,054	42,791	404,328	941,811	21.1
65歳以上	68,233	4,358	235,283	55,625	32,729	309,456	701,326	15.7
65歳未満	19,686	1,264	87,420	28,373	10,062	94,851	240,392	5.4
繰上げ支給	2	-	14	56	-	21	93	0.0
障害厚生年金	1,064	50	3,614	1,013	465	3,969	10,125	0.2
障害手当金	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族厚生年金	10,398	553	20,931	7,573	4,576	41,462	84,940	1.9
脱退一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
退職等年金給付	17,949	1,328	64,926	9,758	7,524	72,478	172,635	3.9
退職年金	17,935	1,328	64,893	9,720	7,521	72,413	172,482	3.9
終 身	10,119	580	33,977	5,760	3,909	39,287	93,052	2.1
10年以上	702	168	494	4	19	683	1,902	0.0
10年未満	10,821	748	34,471	5,764	3,928	39,970	94,954	2.1
小 計	2,141	96	16,200	1,009	1,262	24,995	45,607	1.0
有期 (240月)	140	20	163	-	4	347	654	0.0
10年以上	2,281	116	16,363	1,009	1,266	25,342	46,261	1.0
10年未満	4,565	367	13,843	2,944	2,320	6,986	30,658	0.7
小 計	268	97	216	3	7	115	609	0.0
有期 (120月)	4,833	464	14,059	2,947	2,327	7,101	31,267	0.7
有期退職年金一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
整理退職一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族に対する一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
公務障害年金	1	-	11	7	1	14	34	-
公務遺族年金	13	-	22	31	2	51	119	-
退職共済年金	247,941	12,948	775,398	178,303	120,816	1,003,669	2,326,127	52.0
既裁定	162,581	7,655	457,833	96,117	78,601	608,358	1,403,490	31.4
65歳以上	139,654	5,114	399,084	84,175	69,135	499,917	1,191,965	26.7
20年以上	19,856	2,473	41,620	9,653	8,863	94,532	174,524	3.9
20年未満	3,070	67	16,851	2,275	592	13,849	36,637	0.8
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	162,580	7,654	457,555	96,103	78,590	608,298	1,403,126	31.4
65歳未満	-	-	203	11	4	22	240	0.0
20年以上	-	-	75	1	7	37	120	0.0
20年未満	1	1	-	2	-	1	4	0.0
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	1	1	278	14	11	60	364	0.0
職 域	85,326	5,273	317,551	82,186	42,210	395,241	922,514	20.6
65歳以上	52,562	2,319	189,402	46,017	24,269	239,559	551,809	12.3
20年以上	13,578	1,767	42,123	8,322	8,009	62,277	134,309	3.0
20年未満	2	-	14	56	-	21	93	0.0
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	66,142	4,086	231,539	54,395	32,278	301,857	686,211	15.4
65歳未満	14,658	560	69,221	24,549	7,139	72,021	187,588	4.2
20年以上	4,526	627	16,791	3,242	2,793	21,363	48,715	1.1
20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	19,184	1,187	86,012	27,791	9,932	93,384	236,303	5.3
追加費用	34	20	14	-	5	70	123	0.0
65歳以上	27	17	1	-	-	8	36	0.0
20年以上	7	3	13	-	5	62	87	0.0
20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	34	20	14	-	5	70	123	0.0
65歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-
20年以上	-	-	-	-	-	-	-	-
20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-
障害共済年金	5,301	274	18,348	4,066	2,008	19,926	49,649	1.1
既裁定	4,549	243	15,799	3,400	1,658	17,158	42,564	1.0
公務等	82	4	242	203	31	282	840	0.0
公務外	4,467	239	15,557	3,197	1,627	16,876	41,724	0.9
職 域	752	31	2,549	666	350	2,768	7,085	0.2
公務等	4	-	18	19	3	22	66	0.0
公務外	748	31	2,531	647	347	2,746	7,019	0.2
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族共済年金	99,966	3,378	245,432	66,890	36,436	284,934	733,658	16.4
既裁定	62,189	2,199	148,056	41,423	22,004	177,108	450,780	10.1
公務等	178	1	307	376	53	840	1,754	0.0
公務外	62,011	2,198	147,749	41,047	21,951	176,268	449,026	10.0
職 域	24,101	864	59,193	16,547	9,521	74,709	184,071	4.1
公務等	-	-	8	12	1	31	52	0.0
公務外	24,101	864	59,185	16,535	9,520	74,678	184,019	4.1
追加費用	13,676	315	38,183	8,920	4,911	33,117	98,807	2.2
共済年金計	353,208	16,600	1,039,178	249,259	159,260	1,308,529	3,109,434	69.6
退職年金	8,172	104	54,448	5,531	2,344	21,234	91,729	2.1
減額退職年金	1,167	33	4,565	231	228	3,460	9,651	0.2
通算退職年金	205	41	672	32	130	2,696	3,735	0.1
障害年金	392	11	2,004	158	124	1,419	4,097	0.1
公務上	24	-	55	24	4	59	166	0.0
公務外	368	11	1,949	134	120	1,360	3,931	0.1
遺族年金	6,239	102	13,845	3,834	1,903	15,271	41,092	0.9
公務上	173	2	259	277	46	453	1,208	0.0
公務外	6,066	100	13,586	3,557	1,857	14,818	39,884	0.9
通算遺族年金	77	31	45	6	9	359	496	0.0
旧年金計	16,252	322	75,579	9,792	4,738	44,439	150,800	3.4
合 計	486,792	24,475	1,526,945	361,449	219,354	1,875,205	4,469,745	100.0

（注：在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。）

令和2年度末の年金額(在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含まます。)は、総額4兆6,836億円(対前年度比0.01%減)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員5,318億円(同1.0%減)、公立学校1兆7,584億円(同0.1%増)、警察3,988億円(同0.5%減)、東京都2,250億円(同0.7%減)、市町村連合会1兆7,697億円(同0.4%増)で、年金種別年金額、構成割合は<表3-2>のとおりです。

<表3-2> 組合別年金種別年金額

(単位:千円、%)

区 分	地方職員		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成割合	
		(団体共済部)							
厚生年金保険給付	110,624,254	4,747,377	409,198,996	118,626,453	50,757,627	478,020,352	1,167,227,681	24.9	
老齢厚生年金	98,192,435	4,343,238	380,344,250	109,154,613	45,375,574	432,529,610	1,065,596,482	22.8	
65歳以上	78,143,383	3,532,439	283,875,354	73,908,878	35,260,515	337,996,234	809,184,363	17.3	
65歳未満	20,048,521	810,799	96,460,365	35,203,633	10,115,059	94,524,822	256,352,400	5.5	
繰上げ支給	532	-	8,531	42,102	-	8,554	59,719	0.0	
障害厚生年金	966,357	44,082	3,761,395	1,028,689	397,344	3,455,327	9,609,112	0.2	
障害手当金	-	-	-	-	-	-	-	-	
遺族厚生年金	11,465,461	360,057	25,093,351	8,443,151	4,984,709	42,035,415	92,022,088	2.0	
脱退一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
退職等年金給付	75,153	6,523	259,535	56,922	33,916	275,925	701,450	0.0	
退職年金	68,273	6,523	234,745	30,120	31,933	225,394	590,465	0.0	
終 身	10年以上	29,347	93,619	12,519	11,685	107,175	254,344	0.0	
	10年未満	1,590	299	1,092	8	1,941	4,679	0.0	
	小 計	30,937	2,519	94,711	12,527	11,733	109,115	259,024	0.0
有期 (240月)	10年以上	5,996	47,570	2,562	4,004	69,760	129,890	0.0	
	10年未満	256	30	413	-	943	1,625	0.0	
	小 計	6,252	363	47,983	2,562	4,016	70,702	131,515	0.0
有期 (120月)	10年以上	29,777	90,975	15,027	16,147	44,922	196,849	0.0	
	10年未満	1,306	394	1,076	5	654	3,078	0.0	
	小 計	31,084	3,641	92,051	15,032	16,184	45,577	199,927	0.0
有期退職年金一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
整理退職一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
遺族に対する一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
公務障害年金	1,184	-	16,504	13,977	1,029	26,078	58,772	-	
公務遺族年金	5,697	-	8,286	12,825	954	24,452	52,213	-	
退職共済年金	268,757,340	9,866,814	837,050,964	177,416,971	123,336,709	908,485,028	2,315,047,013	49.4	
既裁定	251,285,621	9,102,132	767,342,662	158,057,069	115,187,887	831,009,966	2,122,883,205	45.3	
65歳以上	20年以上	242,063,268	8,352,696	732,536,873	152,788,369	112,116,871	786,600,960	2,026,106,341	43.3
	20年未満	4,898,106	656,957	10,672,885	1,999,299	2,287,354	26,339,916	46,197,560	1.0
	繰上げ支給	4,323,359	91,591	23,788,540	3,246,792	770,127	18,006,739	50,135,557	1.1
小 計	251,284,734	9,101,244	766,998,298	158,034,459	115,174,352	830,947,615	2,122,439,458	45.3	
65歳未満	20年以上	-	-	325,591	18,786	7,762	41,766	393,905	0.0
	20年未満	-	-	18,773	83	5,772	19,530	44,159	0.0
	繰上げ支給	888	888	-	3,741	-	1,055	5,684	0.0
小 計	888	888	344,364	22,610	13,535	62,351	443,747	0.0	
職 域	17,434,560	742,828	69,700,577	19,359,902	8,147,539	77,450,121	192,092,700	4.1	
65歳以上	20年以上	13,599,752	574,462	51,128,882	12,862,654	6,241,889	59,253,866	143,087,042	3.1
	20年未満	268,130	29,867	791,700	195,574	146,401	1,239,476	2,641,281	0.1
	繰上げ支給	99	-	1,731	7,542	-	1,649	11,021	0.0
小 計	13,867,981	604,329	51,922,312	13,065,770	6,388,290	60,494,991	145,739,344	3.1	
65歳未満	20年以上	3,484,656	128,795	17,507,791	6,241,352	1,706,725	16,552,164	45,492,689	1.0
	20年未満	81,922	9,704	270,474	52,780	52,525	402,966	860,666	0.0
	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	3,566,579	138,498	17,778,265	6,294,132	1,759,250	16,955,130	46,353,356	1.0	
追加費用	37,159	21,854	7,725	-	1,283	24,941	71,108	0.0	
65歳以上	20年以上	36,148	21,237	1,482	-	-	10,560	48,190	0.0
	20年未満	1,011	617	6,243	-	1,283	14,381	22,918	0.0
	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	37,159	21,854	7,725	-	1,283	24,941	71,108	0.0	
65歳未満	20年以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	
障害共済年金	4,987,489	254,077	19,011,374	4,406,261	1,774,999	18,384,365	48,564,488	1.0	
既裁定	4,867,988	249,737	18,525,383	4,263,697	1,718,440	17,933,095	47,308,602	1.0	
公務等	223,984	6,440	673,781	570,732	97,753	834,680	2,400,932	0.1	
公務外	4,644,003	243,297	17,851,602	3,692,964	1,620,687	17,098,414	44,907,670	1.0	
職 域	119,501	4,340	485,991	142,564	56,559	451,270	1,255,886	0.0	
公務等	6,542	-	31,211	31,186	4,589	43,039	116,567	0.0	
公務外	112,959	4,340	454,780	111,378	51,970	408,231	1,139,318	0.0	
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
遺族共済年金	115,834,394	2,351,404	316,829,392	78,664,495	40,539,421	291,520,000	843,387,702	18.0	
既裁定	91,653,800	1,832,308	244,877,416	62,487,063	31,840,824	233,500,170	664,359,273	14.2	
公務等	288,520	1,166	506,928	625,464	84,264	1,298,165	2,803,341	0.1	
公務外	91,365,280	1,831,142	244,370,488	61,861,599	31,756,560	232,202,005	661,555,932	14.1	
職 域	2,978,625	88,791	8,101,492	2,295,587	1,238,658	9,550,717	24,165,079	0.5	
公務等	-	-	5,113	6,846	460	15,432	27,851	0.0	
公務外	2,978,625	88,791	8,096,379	2,288,741	1,238,198	9,535,285	24,137,227	0.5	
追加費用	21,201,969	430,305	63,850,484	13,881,845	7,459,939	48,469,113	154,863,350	3.3	
共済年金計	389,579,223	12,472,294	1,172,891,730	260,487,728	165,651,130	1,218,389,393	3,206,999,204	68.5	
退職年金	20,895,953	189,115	144,247,105	13,646,738	5,547,201	45,717,620	230,054,616	4.9	
減額退職年金	1,867,152	46,051	9,052,437	329,567	380,702	5,754,091	17,383,949	0.4	
通算退職年金	178,564	16,778	591,541	34,538	144,026	1,840,380	2,789,048	0.1	
障害年金	715,727	17,114	3,699,922	307,303	197,017	2,260,101	7,180,069	0.2	
公務上	74,304	-	188,923	85,388	11,344	199,563	559,522	0.0	
公務外	641,423	17,114	3,510,999	221,915	185,673	2,060,538	6,620,547	0.1	
遺族年金	7,812,269	91,879	18,413,086	5,278,656	2,311,517	17,335,424	51,150,952	1.1	
公務上	344,500	3,197	541,828	590,289	92,333	880,910	2,449,860	0.1	
公務外	7,467,769	88,682	17,871,259	4,688,366	2,219,184	16,454,514	48,701,092	1.0	
通算遺族年金	20,370	5,278	16,196	2,924	4,900	100,586	144,975	0.0	
旧年金計	31,490,034	366,216	176,020,287	19,599,725	8,585,362	73,008,201	308,703,609	6.6	
合 計	531,768,664	17,592,409	1,758,370,548	398,770,827	225,028,035	1,769,693,871	4,683,631,944	100.0	

(注:在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含まます。)

令和3年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況

[資金運用部運用第一課]

ご紹介

令和3年度第3四半期における地方公務員共済組合連合会の積立金の管理及び運用実績並びに地方公務員共済全体の積立金の管理及び運用実績の状況について、主な内容をお知らせします。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」内、「資金運用状況」「令和3年度」「第3四半期:管理及び運用実績の状況」にてご覧になれます。<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/joukyo.html>)

- ・年金積立金は、長期的な運用を行うものですので、その運用状況も長期的に判断することが必要です。
- ・総合収益額は、各期末時点での時価に基づく評価であるため、評価損益を含んでおり、市場の動向によって変動するものであることにもご留意ください。
- ・当該四半期における運用実績は、速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

市場環境【各市場の動き(令和3年10月～12月)】

国内債券

10年国債利回りは概ね横ばいでした。米国長期金利に連れて上昇する場面もみられましたが、新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」の感染拡大への警戒感等から低下に転じました。

国内株式

国内株式は下落しました。米国長期金利の上昇や中国の景気不安等から急落後、好調な企業業績を背景に反発しましたが、その後はオミクロン株の感染拡大や米国の金融引締め前倒しへの警戒感等から再び弱含みとなりました。

外国債券

米国10年国債利回りは概ね横ばいでした。オミクロン株への警戒感が強まる局面で大きく低下する場面もみられましたが、米連邦準備制度理事会(FRB)による金融引締め前倒しへの警戒感も強く、方向感の乏しい状況が続きました。

外国株式

外国株式は上昇しました。オミクロン株の感染拡大やFRBによる金融引締め前倒しへの警戒感等から一時下落しましたが、好調な企業業績や堅調な経済指標を背景に年末にかけて堅調となりました。

外国為替

ドル円は、日米金融政策の違いや日米金利差の拡大観測の高まりなどから、円安・ドル高が大幅に進みました。ユーロ円は、新型コロナウイルスの感染拡大への警戒感から一時ユーロが軟調となりましたが、ドイツ金利の上昇等を受けて円安・ユーロ高となりました。

【ベンチマーク収益率】

	令和3年 10月～12月
国内債券 NOMURA-BPI総合	▲0.07%
国内株式 TOPIX(配当込み)	▲1.69%
外国債券 FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	2.52%
外国株式 MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み)	10.92%

【参考指標】

		9月末	10月末	11月末	12月末
国内債券	(10年国債利回り) (%)	0.07	0.10	0.06	0.07
国内株式	(TOPIX配当なし) (ポイント)	2,030.16	2,001.18	1,928.35	1,992.33
	(日経平均株価) (円)	29,452.66	28,892.69	27,821.76	28,791.71
外国債券	(米国10年国債利回り) (%)	1.49	1.55	1.44	1.51
	(ドイツ10年国債利回り) (%)	▲0.20	▲0.11	▲0.35	▲0.18
外国株式	(NYダウ) (ドル)	33,843.92	35,819.56	34,483.72	36,338.30
	(ドイツDAX) (ポイント)	15,260.69	15,688.77	15,100.13	15,884.86
外国為替	(ドル/円) (円)	111.58	114.03	113.55	115.16
	(ユーロ/円) (円)	129.31	131.96	127.81	130.95

① 厚生年金保険給付調整積立金

運用利回り	+2.85% (修正総合収益率・運用手数料等控除前)
運用収入額	+ 3,874億円 (総合収益額・運用手数料等控除前)
運用資産残高	13兆8,796億円 (時価)

② 経過的長期給付調整積立金

運用利回り	+2.82% (修正総合収益率・運用手数料等控除前)
運用収入額	+4,046億円 (総合収益額・運用手数料等控除前)
運用資産残高	14兆6,510億円 (時価)

③ 退職等年金給付調整積立金

運用利回り	+ 0.08% (実現収益率)
運用収入額	+0.69億円 (実現収益額)
運用資産残高	830億円 (簿価)

1 厚生年金保険給付調整積立金の運用状況

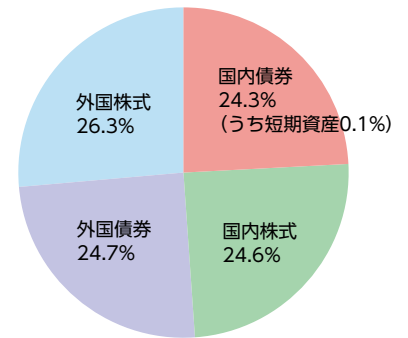
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和2年度末	令和3年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.3	24.5	24.6	24.3	—	25.0
うち短期資産	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	—	
国内株式	25.0	24.5	25.8	24.6	—	25.0
外国債券	25.1	25.1	24.7	24.7	—	25.0
外国株式	25.6	25.8	24.8	26.3	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。
(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
(注3) 令和3年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は1.1%(上限5%)です。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、外国株式の上昇等により2.85%となりました。

時間加重収益率については2.87%となり、資産別では、国内債券▲0.05%、国内株式▲1.55%、外国債券2.59%、外国株式10.67%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、3,874億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲18億円、国内株式▲550億円、外国債券866億円、外国株式3,576億円となりました。

(4) 資産額

運用資産額(時価)は、13兆8,796億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度末			令和3年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	31,801	32,059	258	32,569	32,968	399	32,952	33,305	353	33,451	33,767	316	—	—	—
うち短期資産	(353)	(353)	(0)	(31)	(31)	(0)	(65)	(65)	(0)	(113)	(113)	(0)	—	—	—
国内株式	24,275	32,978	8,703	24,622	32,905	8,282	25,198	34,981	9,783	25,591	34,176	8,586	—	—	—
外国債券	31,909	33,087	1,178	32,084	33,749	1,665	32,315	33,498	1,183	32,580	34,297	1,717	—	—	—
外国株式	19,515	33,698	14,184	19,000	34,679	15,679	19,039	33,596	14,558	19,116	36,555	17,439	—	—	—
合計	107,500	131,822	24,322	108,276	134,301	26,025	109,504	135,380	25,876	110,737	138,796	28,059	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

1 修正総合収益率

時価ベースで運用成果を測定する尺度の1つです。実現収益額に資産の時価評価による評価損益増減を加え、時価に基づく収益を把握し、それを元本平均残高に前期末未収収益と前期末評価損益を加えたもので除した時価ベースの比率です。算出が比較的容易なことから、運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標として用いられます。

2 時間加重収益率

運用機関の意思によってコントロールできない運用元本等の流入出の影響を排除して、時価に基づいて計算した収益率です。このため、運用機関の運用能力を評価するのに適した収益率の計算方法となっています。

3 総合収益額

実現収益額に加え資産の時価評価による評価損益を加味することにより、時価に基づく収益把握を行ったものです。

(計算式) 総合収益額 = 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益)
+ 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)

2 経過的長期給付調整積立金の運用状況

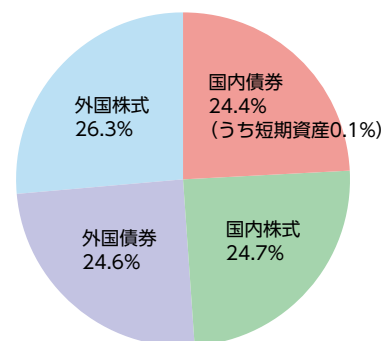
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和2年度末	令和3年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.3	24.6	24.8	24.4	—	25.0
うち短期資産	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	—	
国内株式	25.0	24.4	25.8	24.7	—	25.0
外国債券	25.1	25.1	24.7	24.6	—	25.0
外国株式	25.5	25.9	24.7	26.3	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、外国株式の上昇等により2.82%となりました。

時間加重収益率については、2.84%となり、資産別では、国内債券▲0.04%、国内株式▲1.58%、外国債券2.53%、外国株式10.66%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、4,046億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲16億円、国内株式▲583億円、外国債券889億円、外国株式3,755億円となりました。

(4) 資産額

運用資産額(時価)は、14兆6,510億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度末			令和3年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	33,471	33,658	187	34,539	34,854	315	35,170	35,433	263	35,521	35,756	235	—	—	—
うち短期資産	(124)	(124)	(0)	(8)	(8)	(0)	(95)	(95)	(0)	(78)	(78)	(0)	—	—	—
国内株式	25,334	34,594	9,259	25,679	34,503	8,824	26,339	36,750	10,411	26,925	36,137	9,212	—	—	—
外国債券	33,435	34,669	1,234	33,742	35,497	1,755	33,958	35,188	1,230	34,295	36,076	1,782	—	—	—
外国株式	20,342	35,307	14,965	19,951	36,639	16,688	19,851	35,285	15,434	19,981	38,541	18,559	—	—	—
合計	112,582	138,227	25,646	113,911	141,494	27,582	115,318	142,656	27,337	116,722	146,510	29,788	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

3 退職等年金給付調整積立金の運用状況

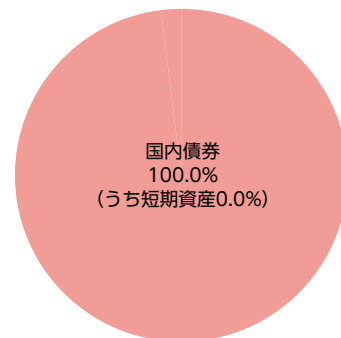
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和2年度末	令和3年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.08%となりました。

退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、0.69億円となりました。

(4) 資産額

運用資産額(簿価)は、830億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度末			令和3年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	757	760	3	757	765	8	780	788	8	830	837	7	—	—	—
うち短期資産	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—	—	—
合計	757	760	3	757	765	8	780	788	8	830	837	7	—	—	—

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

① 厚生年金保険給付積立金

運用利回り	+2.82% (修正総合収益率・運用手数料等控除後)
運用収入額	+ 6,946億円 (総合収益額・運用手数料等控除後)
運用資産残高	25兆15億円 (時価)

② 経過的長期給付積立金

運用利回り	+2.88% (修正総合収益率・運用手数料等控除後)
運用収入額	+7,204億円 (総合収益額・運用手数料等控除後)
運用資産残高	25兆5,005億円 (時価)

③ 退職等年金給付積立金

運用利回り	+0.10% (実現収益率)
運用収入額	+17億円 (実現収益額)
運用資産残高	1兆7,376億円 (簿価)

1 厚生年金保険給付積立金の運用状況

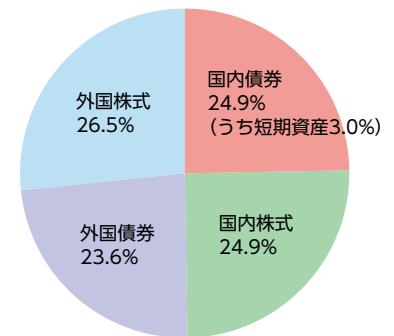
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和2年度末	令和3年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	25.9	24.6	26.3	24.9	—	25.0
うち短期資産	(4.4)	(2.6)	(4.2)	(3.0)	—	
国内株式	25.2	25.0	25.7	24.9	—	25.0
外国債券	23.0	23.7	23.0	23.6	—	25.0
外国株式	25.9	26.8	24.9	26.5	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 令和3年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は1.0%(上限5%)です。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、外国株式の上昇等により2.82%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券▲0.04%、国内株式▲1.61%、外国債券2.63%、外国株式10.53%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、6,946億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲27億円、国内株式▲1,028億円、外国債券1,508億円、外国株式6,493億円となりました。

(4) 資産額

運用資産額(時価)は、25兆15億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度末			令和2年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	61,631	62,543	913	57,866	59,014	1,149	63,914	64,940	1,026	61,418	62,372	953	—	—	—
うち短期資産	(10,549)	(10,550)	(0)	(6,197)	(6,197)	(0)	(10,418)	(10,418)	(0)	(7,451)	(7,451)	(0)	—	—	—
国内株式	44,714	60,735	16,021	44,857	60,139	15,281	45,551	63,539	17,988	46,480	62,258	15,778	—	—	—
外国債券	53,491	55,549	2,057	54,007	56,906	2,898	54,694	56,810	2,116	55,914	59,031	3,117	—	—	—
外国株式	36,479	62,574	26,095	35,457	64,303	28,846	35,175	61,535	26,360	35,096	66,355	31,258	—	—	—
合計	196,315	241,401	45,086	192,187	240,362	48,175	199,335	246,824	47,490	198,909	250,015	51,106	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

2 経過的長期給付積立金の運用状況

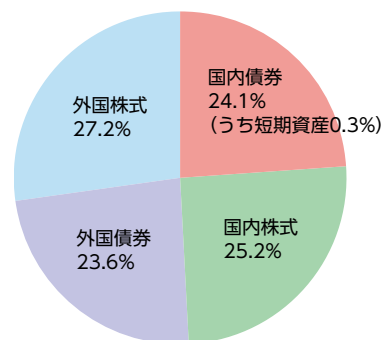
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和2年度末	令和3年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.5	24.2	24.7	24.1	—	25.0
うち短期資産	(0.5)	(0.2)	(0.4)	(0.3)	—	
国内株式	25.7	25.2	26.2	25.2	—	25.0
外国債券	23.4	23.6	23.3	23.6	—	25.0
外国株式	26.3	27.0	25.8	27.2	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 不動産・団体生存保険については、国内債券に含めています。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、外国株式の上昇等により2.88%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券▲0.03%、国内株式▲1.60%、外国債券2.52%、外国株式は10.56%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、7,204億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲16億円、国内株式▲1,058億円、外国債券1,478億円、外国株式6,800億円となりました。

(4) 資産額

運用資産額(時価)は、25兆5,005億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度末			令和3年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	58,376	59,608	1,232	58,604	60,065	1,461	60,368	61,608	1,240	60,177	61,349	1,173	—	—	—
うち短期資産	(1,204)	(1,204)	(0)	(445)	(445)	(0)	(924)	(924)	(0)	(725)	(725)	(0)	—	—	—
国内株式	45,707	62,673	16,966	46,188	62,443	16,254	46,476	65,476	19,000	47,547	64,293	16,746	—	—	—
外国債券	54,880	57,075	2,195	55,497	58,562	3,065	55,936	58,149	2,213	56,900	60,077	3,177	—	—	—
外国株式	36,536	64,036	27,500	36,101	66,959	30,858	35,772	64,313	28,542	35,615	69,286	33,671	—	—	—
合計	195,499	243,393	47,893	196,390	248,028	51,638	198,551	249,546	50,995	200,238	255,005	54,767	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 不動産・団体生存保険については、国内債券に含めています。

3 退職等年金給付積立金の運用状況

(1) 資産構成割合

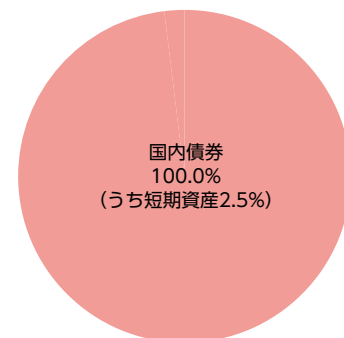
資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和2年度末	令和3年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(2.0)	(2.7)	(1.6)	(2.5)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

(注1) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています。

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.10%となりました。

退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、17億円となりました。

(4) 資産額

運用資産額(簿価)は、1兆7,376億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度末			令和2年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	15,281	15,327	46	15,910	16,060	150	16,621	16,765	144	17,376	17,503	126	—	—	—
うち短期資産	(299)	(299)	(0)	(431)	(431)	(0)	(271)	(271)	(0)	(433)	(433)	(0)	—	—	—
合計	15,281	15,327	46	15,910	16,060	150	16,621	16,765	144	17,376	17,503	126	—	—	—

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注2) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています。

令和4年度における地方公務員 共済組合の事業運営について

[総務省自治行政局公務員部福利課]

ご紹介

令和4年度における地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の事業運営については、総務省から「令和4年度における地方公務員共済組合の事業運営について」(令和4年1月28日付け総行福第9号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)が示されたところです。

この通知は、共済組合の事業運営に関する一般的事項、短期給付に関する事項、長期給付に関する事項、保健事業に関する事項等から構成されております。

以下その内容を掲載します。

令和4年度における貴組合の事業運営については、別紙記載事項に留意の上、適正に執行されるようお願いします。

1 事業運営に関する一般的事項

1 (1) 地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化及び職員の適正配置等により組織の簡素化を図り、かつ、その組織の規模及び構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うこと。また、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。

(2) 国においては「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、新規増員は特に必要と認められる場合に限り等、行政機関の機構及び定員を厳格に管理していること及び地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(令和3年11月24日総行給第69号、総行公第141号、総行女第48号総務副大臣通知)に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいる。共済組合においては、これらを勘案して、引き続き徹底した業務の見直しや効率化を図るとともに、共済組合を取り巻く課題に的確に対応できるよう計画的かつ適正な定員管理の推進に取り組むこと。

2 (1) 職員の給与及び諸手当(退職手当を含む。)については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表に定める行政職俸給表(二)に相当する給料表を適用すること。

(2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員の勤務条件の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。

特に、令和4年1月1日から、国家公務員等に妊娠・出産・育児に係る休暇の新設・有給化が適用されていることを踏まえて、共済組合においても所要の措置を講ずること。

3 (1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により定められた長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置について、共済組合においても適切に対応するとともに、時間外勤務縮減及び年次有給休暇の取得促進、早出遅出勤務やフレックスタイム制等の活用による多様で柔軟な働き方の実現に努めること。

(2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)において、事業主は、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むこととされていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)により、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずるものと定められ、令和2年6月1日に施行されたことから、共済組合においては、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)等も踏まえ、適切に対応すること。

(4) 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)においては、男性の育児休業取得率について、2025年までに、地方公務員、民間企業、国家公務員における割合を30%とする目標の達成が求められており、女性の登用については、2025年度末までに、都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合を30%(40%)と、都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合を16%(22%)と、民間企業の係長(課長)相当職に占める女性の割合を30%(18%)とする目標の達成が求められていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(5) テレワークについては、働き方改革や業務効率化、感染症拡大の未然防止等のための有効な手段となっていることから、テレワーク導入事例や「テレワークセキュリティガイドライン(第5版)」(令和3年5月総務省策定)等を参考に、テレワークの推進にできるだけ取り組むこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染を予防するため、地域の感染状況に応じて、職場における新型コロナウイルス感染症の感染予防のための取組(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等)とともに、必要な業務継続を前提とした在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務等による出勤者数の削減、時差出勤による人と人との接触の低減、出張等による移動を減らすためのテレビ会議等の活用等の取組を推進すること。

また、感染症発生時における機能維持及び必要な業務継続を図るため、業務の優先順位を検討し、感染症発生時に継続すべき業務については、組織全体として必要な業務体制の確保を図ること。

4 地方公共団体において人事評価制度が実施されていることを踏まえ、共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、共済組合の実情に応じて公正かつ客観的な人事評価制度に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勘案し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進する等、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、事務用品経費及びシステム開発等経費の削減、ICT化によるペーパーレス化、タクシー・ハイヤーの利用の在り方、出張旅費の削減、会議等の在り方については、次のことに留意すること。

- ① 事務用品及びシステム開発等については、地方公務員等共済組合法等関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。
- ② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用とペーパーレス化の効果の関係を十分検討すること。
- ③ タクシー・ハイヤーについては、
 - ア 手荷物等の運搬の場合
 - イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
 - ウ 通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合
 - エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合
 - オ 健康管理上特に必要性が認められた場合
 等に利用すること。

また、帳簿等を備え、利用の都度、利用日時、目的地、利用目的、利用者名等の利用状況を記録し、利用者から領収書等を提出させ、管理すること。

④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

また、出張旅費については、

- ア 行程等に支障のない限り、パック商品(運賃・宿泊代がセットになったもの)、割引航空券(普通航空券及び往復割引航空券を除く。)の利用を行い、利用後の航空券の半券、パック商品の領収書等を提させ、管理

イ 日当については、全行程で公用車等を利用する等、日当で賄うこととされている交通費実費が伴わない方法による出張の場合又は午前のみ若しくは午後のみ出張等で昼食を要しないことが明らかな場合は、日当の本来支給額の2分の1を支給すること。

⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

(2) 「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、LED照明等の省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え及び多様な働き方にも資するクールビズ・ウォームビズ等の身近な場面での取組等により、脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められていることを踏まえ、共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転及び個人情報漏洩等不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の粛正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持には、一層の徹底を図ること。

(2) 資金を扱う業務(年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等)については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用の両面からの事故防止対策を図ること。

7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、いやしくも社会的批判を招くことのないよう、法令の規定を遵守することはもとより、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保すること。また、経費の執行については、その必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いに準じて、疑念を招くことのないように適切なものとする。その際、契約や経費支出に関する諸規程に必要な改善を加える等適正な対応を図ること。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

8 (1) 共済組合において策定する個人情報の保護に関する規程は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで)の内容を踏まえたものとし、個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修等を通じて担当職員の育成を行うことにより、引き続き個人情報の適正な管理を確保すること。

また、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、個人情報保護委員会及び当課に速やかにその旨を報告すること。

(2) 保険者番号及び組合員等記号・番号(以下「組合員等記号・番号等」という。)の取扱いについては、法令において、共済組合は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならないとされていることから、組合員等記号・番号等の告知を求める際には、その必要性を事前に十分に検討すること。

(3) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日内閣サイバーセキュリティセンター決定)を踏まえた対策を講ずること。「独立行政法人等における情報セキュリティインシデント発生時の対応とその予防について」(令和2年9月29日総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室長通知)を踏まえ、インシデントの発生防止及び発生時の影響低減のための対策の実施、インシデントが発生した場合の当課への速やかな連絡や通信ログの取得・保存等、適切な調査や対処を可能とする対策を実施すること。

また、その他共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和2年12月28日総務省地域情報政策室公表)等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

特に、情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保については、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態にする措置を講ずること。

(4) Twitter及びFacebook等のいわゆるSNSを利用するに当たっては、共済組合の服務規程等を遵守し、上記(3)掲載のガイドライン、「総務省公式SNS(Twitter及びFacebook)運用方針」(平成25年6月11日総務省政策評価広報課広報室公表)及び「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」(平成25年6月2日総務省人事・恩給局参事官室公表)等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)に基づき業務継続計画の策定が求められていること及び地方公共団体においては、「地方公共団体における業務継続計画の策定について」(令和3年2月25日消防第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知)に基づき業務継続計画の策定が求められていることにかんがみ、共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づき策定された「防災基本計画」(令和3年5月25日中央防災会議決定)において、国等が住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 臨時・非常勤職員に係る組合員の資格取得の手続きについては、引き続き地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第2条第5号等に定められた要件を適切に適用していくこと。

特に、令和4年10月1日から施行される適用拡大により、従来、健康保険(協会けんぽ)の適用を受けていた非常勤職員が新たに地方公務員共済組合制度の適用を受けるため、組合員の資格取得や組合員証の交付等の手続きについて、所属所とも連携を図り、適切に対応すること。

11 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たっては、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないか等について確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を行うことに留意すること。

12 組合員及びその被扶養者並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての認識及び理解を深めるよう積極的に広報活動を行い、その周知徹底に努めるとともに、相談業務の充実強化を図ること。

13 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度の内容に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。

14 地方公共団体においては、生涯生活設計及び健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体等の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、共済組合がライフプラン関連施策の推進を図る場合には、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の諸事業との協力及び連携に十分留意すること。なお、平成29年1月から、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できるようになった点にも留意すること。

15 個人番号を含む特定個人情報の保護については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)等に基づき、適切に対応すること。

16 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、情報照会・提供機関として、適切に対応するとともに、被扶養者の認定、年金の給付等に関する事務において積極的に活用すること。

また、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)により、短期給付及び長期給付等を支給する際に、受給者が登録した「公的給付支給等口座」への振込みを行うことが令和4年10月以降に開始されることから、この施行に向けて準備を進めること。

17 共済組合における押印・書面・対面規制については、「地方公務員共済組合における押印・書面・対面の手続見直しについて」(令和2年12月28日総行福第318号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)及び「組合員が地方公務員共済組合に対して行う申請等のオンライン化について」(令和3年12月24日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡)を踏まえて手続の見直しを行うとともに、電子メールでのオンライン化等が行えるように取り組むこと。

18 事業報告書等の法令に基づく報告や各種統計・調査照会に係る回答データについては、組織内でのチェック体制を強化し、その正確性に万全を期すこと。

2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増高等の短期給付事業を取り巻く状況を十分把握の上、健全な事業運営が確保できるよう努めること。
- 2 短期給付財政については、共済組合全体として年々厳しくなっており、財政状況が窮迫している共済組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画（データヘルス計画）に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、総合的な医療費の適正化対策を積極的に実施すること。
- 3 ジェネリック医薬品については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において定められた使用割合の目標値をおおむね達成しているが、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組を引き続き実施すること。
併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等、医療費増高対策についても引き続き積極的に実施すること。
- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること。
- 5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に係る取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日保発0524第2号厚 生労働省保険局長通知）及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（令和元年9月18日保発0918第6号厚生労働省保険局長通知）等により示されているところである。
柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあつては総括票

の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を要していないことから、共済組合において総括票の添付を求めようとする場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないように適切に行うこと。

- 6 東日本大震災の被災組合員等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）その他の措置により、一部負担金の支払の免除措置等が講じられてきたところであり、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。
- 7 組合員及び被扶養者については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）を踏まえ、令和4年度においても引き続きマイナンバーカードの取得及び健康保険証として利用申込みを推進すること。
また、オンライン資格確認等システムの運用のためには、医療保険者等が医療保険者等向け中間サーバー等に登録する資格情報等の正確性が極めて重要であることから、引き続き資格情報等の登録・修正事務に遺漏のないように適切に行うこと。
- 8 被扶養者の認定については、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（令和3年5月13日総行福第129号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）、「新型コロナウイルス スワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について」（令和3年12月8日総行福第238号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）及び「組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月31日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡）等の取扱いに遺漏のないよう適切に対応すること。

3 長期給付に関する事項

- 1 長期給付については、平成27年10月の被用者年金の一元化に伴い、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続きについて、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処すること。
- 2 年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図り、組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬（給与）記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理については遺漏のないよう努めること。
- 3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜にも一層配慮すること。

- 4 年金の支給額の誤りを防止するため、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討する等、その管理体制及び運用の両面から適正を期するとともに、受給権者の生存の事実等の現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。
また、令和4年4月から共済組合が支給する年金の返還を受ける権利の消滅時効期間が5年になることも踏まえ、これまで以上に過誤払いの早期把握を行う等、迅速かつ適切に返還請求に係る事務処理を行うこと。
- 5 令和4年4月施行の在職老齢年金制度改正や受給開始時期の選択肢の拡大等について組合員及び年金受給者へ引き続き周知するとともに、当該制度改正の内容について問い合わせがあった場合には丁寧に説明すること。
- 6 年金の支給事務に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。

- 7 組合員及び年金待機者の利便の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、地共済年金情報Webサイトを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。
- 8 組合員期間及び標準報酬(給与)情報等の年金個人情報の取扱いについては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)その他関係法令を遵守することはもとより、情報漏洩対策を講じるほか、地方公共団体情報システム機構が作成するチェックリストを活用すること。
- 9 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定請求書のターンアラウンド方式化等、年金受給者等に提出を求める書類については、法令の規定の範囲内で提出する者の便宜に十分配慮したものとすることや、給付の決定内容の通知及び振込金融機関の取扱いについては、できる限り受給者の便宜に配慮すること。
- 10 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)(以下「施行規程」という。)164条の9又は第164条の10の規定に基づき、組合員等に対して発

出した通知が当該組合員等の住所不明等の理由により返送された場合は、できる限りの手段を講じ、当該組合員等に通知が届くよう努めること。

- 11 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、令和4年10月以降に送付する公的年金等の源泉徴収票データについて、令和5年1月からマイナポータル連携を実現するとされていることを踏まえ、円滑な運用が行われるよう、その準備を進めること。
- 12 「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月3日総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号)及び共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。
また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格付けを確認する等運用対象商品の特性等に留意しつつ、常に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情報を迅速に分析し、的確な判断を行う等により、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めること。

4 保健事業に関する事項

- 1 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんがみ、組合員及びその被扶養者(以下「組合員等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行うこととし、事業の実施に当たっては、データヘルスの観点から健康・医療情報を活用した組合員の健康課題の分析や評価等を行い、事業が効果的かつ効率的に実施されるよう計画を策定し、PDCAサイクルに沿った事業実施に努めること。
また、人間ドック、がん検診及び生活習慣病検診等疾病予防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施と併せて、地方公共団体における厚生事業と共同で実施する等その充実に努めること。
なお、特定健康診査等の実施に当たっては、厚生労働省が、全保険者の特定健康診査等の実施率を公表していることに留意すること。
また、地方公共団体が事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公共団体に対して適正な費用負担を求めること。
- 2 データヘルスの取組に対する地方公共団体等との連携・協働の推進については、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、企業・保険者連携での予防・健康づくり「コラボヘルス」の取組を深化させると定められていることを踏まえ、「地方公務員 共済組合におけるデータヘルスの取組に対する連携・協働の推進について」(令和元年12月26日総行福第94号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、健康スコアリングレポートを地方公共団体等に送付し、組合員の予防・健康づくりに向けた連携を深めるためのコミュニケーションツールとして活用する等、なお一層のコラボヘルスの推進に努めること。

- 3 組合員及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たっては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)により、地方公務員等共済組合法が改正され、地方公共団体等に対し、組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求めることが可能になったことから、これを活用し、組合員等の健康状態や疾病の可能性・リスク等を的確に把握した上で、各々の健康状態等に応じた事業を行うよう努めること。
- 4 保健事業については、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、ペナルティ(加算率)が段階的に引上げられる一方で、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブがより重視されていること等を踏まえ、短期給付財政の安定化・健全化という観点からも、特定健康診査等の実施率の向上等だけではなく、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努めること。
また、過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)において、国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者及びその親族等が過労死等に関し相談することができる等の確保等、過労死のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対応を行うものとされていることを踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘルス相談等、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。

- 5 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿泊では助成券を利用することができない等助成券の利用範囲等について組合員に十分周知すること。
また、組合員のうち、特定の者への利用に偏ることがないよう助成の在り方について十分留意するとともに、組合員等に対する交付手続及び組合員等以外の者による不正利用を防ぐための交付手続の厳格化、契約施設での組合員証の確認の徹底その他の方策を検討、実施の上、事業の適切な実施の確保に努めること。

5 宿泊事業(保健事業として実施しているものを含む。)に関する事項

1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」(令和2年3月5日厚生労働省告示第52号)を踏まえ、旅館業法(昭和23年法律第138号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、消防法(昭和23年法律第186号)、健康増進法(平成14年法律第103号)等の関係法令の規定を遵守すること。

2 宿泊施設は、本来、組合員の福祉を増進することを目的としており、その利用については、組合員を中心とすべきものであることから、組合員のニーズに沿ったサービスを展開すること。また、組合員をはじめとした顧客に対する積極的なPRはもとより、その利用に対して便宜を図ること等により効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的に料金を設定し、施設職員の研修を充実させて接客サービスを向上すること等により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。

3 宿泊施設の運営については、組合員のニーズを踏まえ、施設の経営の実態を的確に把握し、需要の動向及び経営環境の変化等の的確な分析に基づく適切な経営計画の策定や今後の経営見通しについて検討をすること。

また、運営委託費の見直しや業務委託等の推進による人件費等の経費の削減、利用率を向上するためのサービスの拡充や利用料金の見直し等による収入の増加を図り、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保により一層努めること。

4 今後の経営見通しについて検討した結果、現状のままでは経営が困難である施設や他経理からの繰入金及び借入金が必要であり独立採算の確保が困難と見込まれる施設については、外部の専門家に委託して経営診断を実施すること等によりその原因の分析を行い、抜本的な経営改善対策又は施設の存廃について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。

この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理すること。

併せて、関係者に対する説明や周知について、適切に対応するとともに、施設を整理する場合は、従業員に対する退職後の就業支援を行う等、必要な対応を行うこと。

5 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少に起因する収入の減少から、施設の運営に必要な資金が不足すると見込まれる場合、収入の減少を賄うために必要最低限の金額を限度として、他経理から宿泊経理に対する施行規程第7条の2第1項による繰入れや施行規程第13条による貸付けにより対応して差し支えないものであるが、この場合においても、当該他経理への影響を十分考慮の上、施設収支の実態把握や将来の経営見通しを立てて必要な対応を検討するとともに、関係者に対する丁寧な説明や周知を適切に行うこと。

(2) 他経理からの繰入金や貸付金が一時的ではなく引き続き必要となる場合については、外部の専門家による経営診断の実施や、それを踏まえた抜本的な経営改善対策の検討を行う等、今後の対応に向けて必要な対策を講ずること。

この場合、コロナ禍における組合員のニーズを再検討し、事業別の経営状況の分析を行い、コロナ禍における当面の対応のみならず、中長期的な対策を講ずること。

6 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。

① 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性及び透明性等が十分に確保される方法によること。

② 委託先から、事業報告書及び決算書のほか、施設の経営分析に必要な情報や委託先の業務体制や業務内容に関する資料について、定期的に報告を求め、委託によるサービスの向上やコストの削減が図られているか、十分に精査すること。

③ 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行った上で、適宜見直しを行うこと。

④ 委託先の経営状況についても定期的に報告を求める等、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。

7 新たな施設の建設又は増築は、原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては、民間施設の利用を基本とすること。

仮に、施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないように配慮すること。

また、施設の改良又は改修を行う場合には、有効性及び効率性の観点から、費用に見合った効果が得られるかどうか十分に検証した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てて行うこと。

6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲内にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、(1)複雑な条件が附されてい

る、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされる等リスクの高いものを資産に組み入れないこと、(2)これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意の上対応するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。
- 2 貸付けの実施については、借入申込時にその内容及び借受人の償還能力等について共済組合が十分調査する等貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図り、貸倒れ事故防止のため、より一層の措置を講ずるとともに、未償還元利金の回収に努めること。
- 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害による被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日自然災害に

よる被災者の債務整理に関するガイドライン研究会公表)による債務整理の申出があった場合の取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」(平成28年12月8日総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。

- 4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置の実施や自然災害により住宅に被害を受けた組合員に対する貸付利率の引き下げ等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供する等、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によってのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。
- 2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。

に、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。

- 3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

- 1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するため、経理ごとに、あらかじめ、年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。
- 2 制度改正及び年金受給者の増加に伴い、事務費の増高が引き続き見込まれている一方で、地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることから、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。
- 3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。
 - ① 職員給与等
職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれか少ない方で積算すること。

併せて、退職給与引当金については、令和2年度末において計上すべき退職給与引当金の額から令和元年度末の退職給与引当金を控除した額(当該額の計上が困難な場合は、給料年額の12分の2以上の額)を計上すること。

- ② 厚生費
健康診断に要する費用のみを計上すること。
- ③ 事務費
事務費については、原則前年度の予算額を超えることのないよう見直しを行い、必要最小限の額を計上すること。
- ④ 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえて、所要の経費を計上すること。

令和4年度の年金額改定について

～年金額は昨年度から0.4%の引き下げです～

[厚生労働省年金局年金課]

ご紹介

総務省から、本日(1月21日)、「令和3年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。これを踏まえ、令和4年度の年金額は、法律の規定により、令和3年度から0.4%の引き下げとなります。

《令和4年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例》

	令和3年度(月額)	令和4年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	65,075円	64,816円 (▲259円)
厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,496円	219,593円 (▲903円)

※ 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額)の給付水準です。

年金額の改定ルール

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。(参考3参照)

このため、令和4年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(▲0.4%)によって改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以降に繰り越されます。

■ 参考1:令和4年度の参考指標

- ・物価変動率 …▲0.2%
- ・名目手取り賃金変動率*1 …▲0.4%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率*2 …▲0.3%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

◆ 名目手取り賃金変動率(▲0.4%)

$$= \text{実質賃金変動率(▲0.2\%)} \times \text{物価変動率(▲0.2\%)} \times \text{可処分所得割合変化率(0.0\%)} \\ (\text{平成30～令和2年度の平均}) \quad (\text{令和3年度の値}) \quad (\text{令和元年度の値})$$

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。この仕組みは、平成16年の年金制度改革において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.3%)

$$= \text{▲0.1\% (令和3年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分)} \\ + \text{▲0.2\%* (令和4年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率)}$$

※ 公的年金被保険者数の変動率(0.1%) + 平均余命の伸び率(▲0.3%) = ▲0.2%
(平成30～令和2年度の平均) (定率)

■ 参考2:マクロ経済スライドの未調整分について

「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みは、平成28年の年金制度改革において導入されたもので、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の給付水準を確保することにつながります。

◆ 令和5年度以降に繰り越されるマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)

■ 参考3:賃金の低下に合わせた年金額改定ルールの見直しについて

平成16年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合には、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていましたが、例外的な取り扱いとして、賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額を据え置くこととしていました。

将来世代の給付水準を確保するため、平成28年に成立した年金改革法で、この例外を改め、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額を改定するようルールが見直され、令和3年4月から施行されました。

国民年金保険料について

国民年金の保険料は、平成16年の制度改革により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度価格水準で16,900円)に達し、上げが完了しました。その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度価格水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下のとおりとなります。

	令和4年度	令和5年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度価格水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,590円 (▲20円) ※令和3年度は16,610円	16,520円 (▲70円)

在職老齢年金について

令和4年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額などについては、令和2年度から変更ありません。

	令和3年度	令和4年度
60歳前半(60歳～64歳)の 支給停止調整開始額	28万円	47万円 ※1
60歳前半(60歳～64歳)の 支給停止調整変更額	47万円	廃止 ※2
60歳後半(65歳～69歳)と 70歳以降の支給停止調整額	47万円	47万円

■ 参考：現行の仕組み

60歳前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第11条に規定されており、賃金(賞与込み月収。以下同じ)と年金の合計額が、支給停止調整開始額(28万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額(47万円)を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止することとしていました。

また、60歳後半と70歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第46条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額(47万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止します。

※1 令和2年の年金制度改革で、60歳前半の在職老齢年金が見直され、支給停止の基準額(28万円)が、60歳後半と同じ額(47万円)に引き上げられました。

※2 賃金が支給停止調整変更額(47万円)を上回る場合に、増加した分だけ年金を支給停止するという仕組みは廃止されました。これらの見直しは、令和4年4月から施行されます。

なお、支給停止調整額(47万円)は、名目賃金の変動に応じて改定することが法律に規定されています。

【参考】

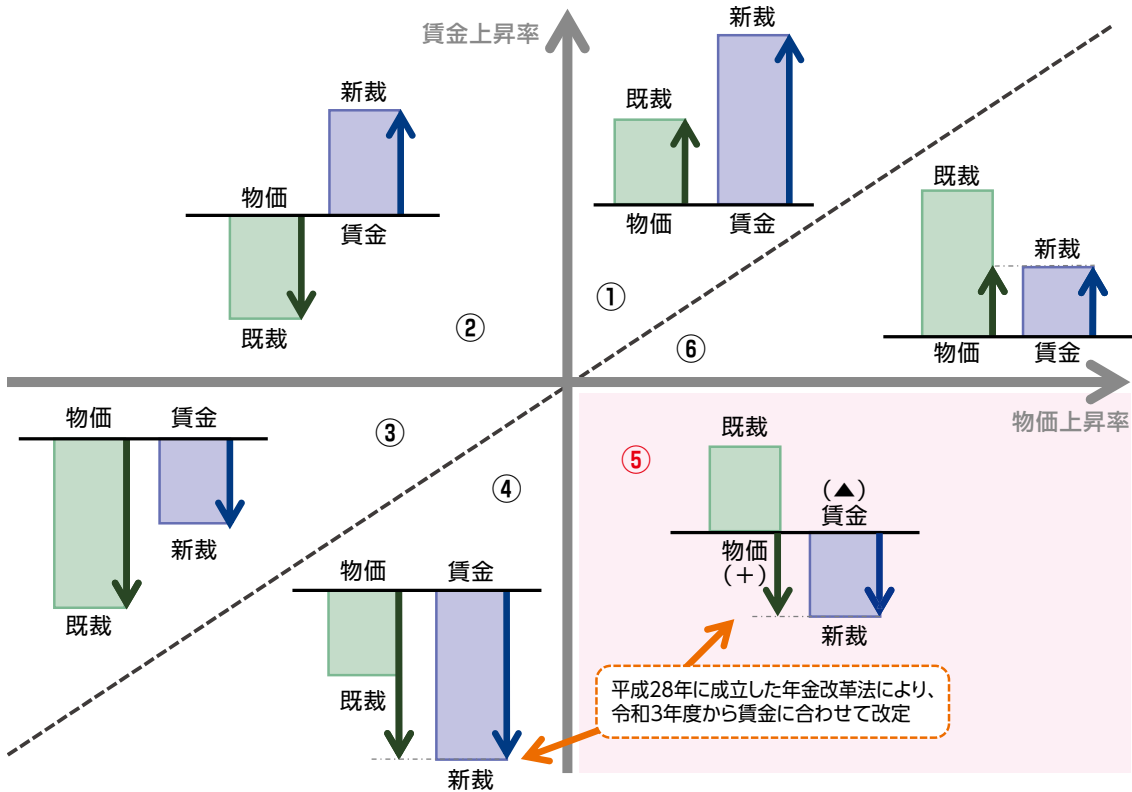
物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などについては、令和3年の物価変動率(▲0.2%)に基づき、0.2%の引き下げとなります。

			令和3年度(月額)		令和4年度(月額)	
①	母子家庭・父子家庭などに対する給付	児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合)	(第1子) (第2子) (第3子以降)	43,160円 10,190円 6,110円	(第1子) (第2子) (第3子以降)	43,070円(▲90円) 10,170円(▲20円) 6,100円(▲10円)
②	障害者などに対する給付 ^{※1}	特別障害給付金	(1級) (2級)	52,450円 41,960円	(1級) (2級)	52,300円(▲150円) 41,840円(▲120円)
			(1級) (2級)	52,500円 34,970円	(1級) (2級)	52,400円(▲100円) 34,900円(▲70円)
		特別障害者手当		27,350円		27,300円(▲50円)
		障害児福祉手当		14,880円		14,850円(▲30円)
③	原子爆弾被爆者に対する給付 ^{※2}	健康管理手当		34,970円		34,900円(▲70円)
④	年金生活者支援給付金法に基づく給付	老齢年金生活者支援給付金		5,030円 ^{※3}		5,020円 ^{※3} (▲10円)
		障害年金生活者支援給付金	(1級) (2級)	6,288円 5,030円	(1級) (2級)	6,275円(▲13円) 5,020円(▲10円)
		遺族年金生活者支援給付金		5,030円		5,020円(▲10円)

※1 この他、経過的特給手当がある。 ※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。
※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

【参考資料】

年金額の改定(スライド)のルール



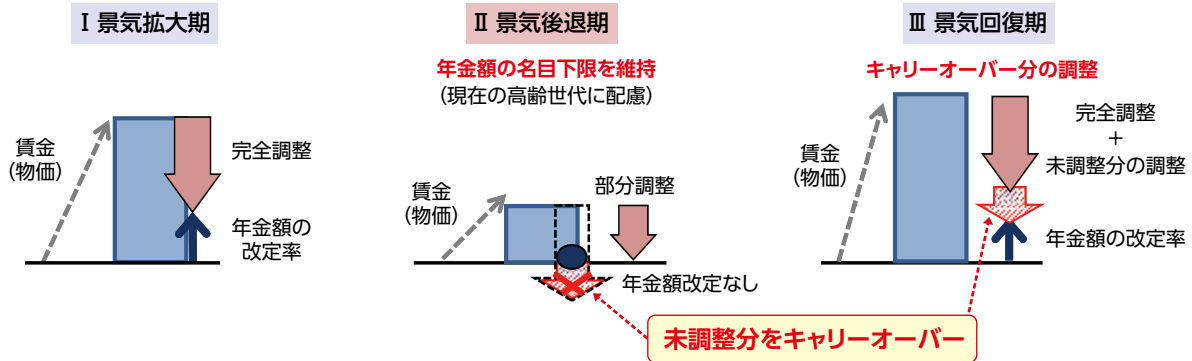
年金額の改定ルールの見直し(平成28年改正法)

制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- (1) マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- (2) 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【令和3年4月施行】

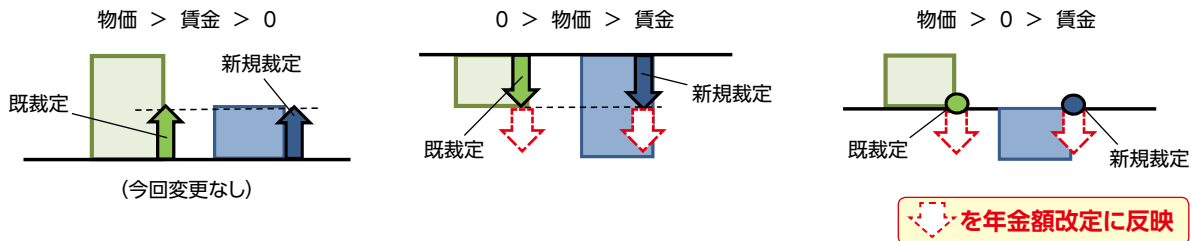
(1) マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し(少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)

景気回復局面においてキャリーオーバー分を早期に調整(高齢者の年金の名目下限は維持)



(2) 賃金・物価スライドの見直し(賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



年金制度等の日誌

■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R4.1.26	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（政令第33号）
R4.3.7	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（厚生労働省令第33号）

■ 会議開催予定

2月16日 第135回役員会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和4年度事業計画及び予算の大綱(案)並びに定款の変更について事務局から説明を行い、2月22日の第137回運営審議会に提出する旨決定されました。
2月22日 第137回運営審議会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和4年度事業計画及び予算の大綱(案)並びに定款の変更について事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。
3月16日 第136回役員会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和4年度事業計画及び予算(案)について事務局から説明を行い、3月17日の第138回運営審議会に提出する旨決定されました。
3月17日 第138回運営審議会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和4年度事業計画及び予算(案)について事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。



宿泊施設の 紹介

徳島県市町村
職員共済組合

徳島県市町村職員共済組合

ホテル千秋閣

JR徳島駅から徒歩9分とアクセスしやすく、阿波おどり会館や眉山なども徒歩圏内で
観光やビジネスなど様々な用途でご利用いただけるホテルです。



ラージツイン



和室(12畳)

藍色を基調とした洋室と落ち着いた和室をご用意。ランドリー、VOD(有料)、選べる枕などもご用意しておりますので、ゆっくりとおくつろぎください。



フロント



宴会場(洋室)



レストラン 聚楽

宴会場では各種宴会プラン・ご法要など、きめ細やかなサービスと新鮮素材の和食・洋食・中華料理をご用意しております。
講演、会議、総会など、ご人数に合わせた会議室、レストランもございます。



宴会場(和室)



季節の料理



個別アクリル板

ご予約・お問合せ

☎ 770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目55番地
☎ 088-622-9121 FAX 088-621-3344
🌐 <https://www.sensyukaku.jp>

交通のご案内

🚶 JR徳島駅から徒歩9分
🚗 徳島インターから車で15分
🚗 鳴門インターから車で20分

雄大な自然と情熱の国 徳島おススメ観光スポット

阿波踊り



天正年間(1574～1592)に、徳島城の完成を祝って、町人たちが城内を踊り回ったのが始まりといわれ、「踊らにゃ、そんな」とばかりに、小気味よいリズムに思わず身体が動き出してしまう。男おどりに女おどり、正調、個性あふれるパフォーマンス、踊りのスタイルは数々あれど、“手をあげて足をあげれば阿波おどり”!8月本番には“にわか連”で飛び入り大歓迎。シーズン以外でも「阿波おどり会館」などで、様々なイベントを行っています。

鳴門の渦潮・大塚国際美術館



鳴門の渦潮は、世界三大潮流の一つで、春と秋の大潮時に最大となり直径20mにも達する渦の大きさは世界一といわれています。大塚国際美術館は、1000点以上もの西洋名画を原寸大で再現した世界初にして唯一の陶板名画美術館です。まるで現地で鑑賞しているかのように、その場所の環境まで含めて再現したものや、西洋美術の歴史が手に取るようにわかる系統展示、貸出用の音声ガイドなどがあり、鑑賞ルートは約4キロ!西洋の名画を学び鑑賞するには、最適の美術館です。

ウミガメ博物館・DMV



ウミガメ博物館カレッタは、日和佐の大浜海岸へ産卵にやってくるアカウミガメを見守り、記録に残すという取り組みを始めた「ウミガメ保護発祥の地」です。デュアル・モード・ビークル(Dual Mode Vehicle, DMV)とは、列車が走るための軌道と自動車が行くための道路の双方を走行できるよう、鉄道車両として改造されたバス車両のこと。阿佐海岸鉄道では、世界で初めての本格営業運行を行っています。



Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

- 地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>
公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>
警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>
東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>
全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>
指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第225号
令和4年3月発行
編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1
TEL 03(6807)3677(代)



表紙の写真：第23番札所 薬王寺の桜(徳島県美波町) 写真提供／(一財)徳島県観光協会

徳島市中心部から車で1時間余り。海岸線は、風光明媚なりアス式海岸で千羽海崖やアカウミガメの産卵地大浜海岸などを有し、室戸阿南海岸国定公園の中心に位置する美波町の国道55号沿いに「薬王寺」があります。四国八十八ヶ所第23番札所として多くの人びとが訪れるこの寺は、伝えによると弘法大師がこの地に一字を創建し、42歳の厄除け祈願のため薬師如来座像を刻んで安置したことが起源とされています。海岸へと続く街並みを見下ろし、寺のシンボルとして親しまれている「瑜祇塔(ゆぎとう)」は、真言宗の経典(瑜祇経)を形にあらわしたものです。内部は小野小町の盛衰を描いた「九想図巻考証」など、国宝級の宝物が展示されています。